

人にて自ら責任の衝に立つて、男らしく堂々と其實行を期すべきである。其立案若しくは實行に就て斡旋盡力する處を以て見れば、政府は明かに其必要を認めてゐるに相違ない。其必要を認めつゝ、其責任を避へるが如きは、其態度を以て頗る陥とせざるを得ないのである。

一一苟く當局に一々眞に社會政策に關する誠意あるば之を他人の計畫あるに委して晏如たるべき道理はないのである。此點に於て本會は政府の委託を受けて生れたるのなりと許せらるゝ山亦致一方は云々と思ふ。第四に本會が勞働團体に對する態度に就ては頗る疑はべきものがあるである。一一抑レ本會が最初に於て計畫せられたるは、彼の昨年米騒動の後であつて、

勞働者の團體的勢力の發達を抑へんとするの意があつた事は争ひべからざる事實である。要するに當局の方針としては、勞働團體に就ては陽に之れを抑壓せかと稱すと共に、陰に其發達を悦ばず、直接正面より之れを迫害する事を避け、間接に他の方法を以て、差當り等効團体の必要から一めんと欲したるは之れを察つたに難くはない。即ち一種勞働組合の代表的團體を組織し温情主義、救濟主義の團體を以て組合其止の代用とせんとしたるは、種々の事實に依つて之れを證明するを得ると思ふ。一一若し本會が眞に果て工勞資の協調を必要とするならば、其協調の基礎たる組合に對しては寧ろ其發達を助長するの一項を加ふべきである。

第五に之れを國際關係より考へて見よル、寧ろ日本